

# 基本業務分野

事業に関する課題

財務に関する課題

組織能力に関する課題

基本業務分野は以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する3つの課題群からなります。

## 事業に関する課題

- 事業課題1  
民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2  
効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3  
国際機関・他国公的機関との積極的連携
- 事業課題4  
環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題5  
中堅・中小企業向け支援内容の充実

## 財務に関する課題

- 財務課題1  
適正な損益水準の確保
- 財務課題2  
出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

## 組織能力に関する課題

- 組織能力課題1  
オペレーションの機動的・効率的な実施
- 組織能力課題2  
我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 組織能力課題3  
利用者の視点に立った業務の改善
- 組織能力課題4  
情報公開・広報活動の推進

## 事業課題 1

## 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
民間金融機関のニーズの把握、民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員	(指標1) <b>モニタリング指標</b> 総事業費のうち、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (各案件の融資比率を単純平均) (注)	50%	48%	48%		49%
	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率	6.5%	23.9%	18.2%		19.3%
開発事業における民間資金との役割分担の明確化						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 民間金融機関のニーズの把握、民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員

- ・ (指標1)の実績は、ほぼ例年並の水準となりましたが、個々の支援対象事業の性格を踏まえつつ民間金融機関との協調融資を行い、開発途上国等への民間資金流入促進に努めました。
- ・ (指標2)の実績は、過去3年間の平均を若干上回りました。保証機能の具体的な活用実績の例としては、ブラジルのサンパウロ地下鉄プロジェクトへの民間金融機関のシンジケートローンに対する保証供与や、メキシコの民活型発電プロジェクト向けに本行と協調融資を行った民間金融機関の融資部分に対する保証供与、日本企業による民間金融機関からの航空機輸入資金の長期借入に対する本行保証活用等が挙げられます。こうした取り組みにより、民間金融機関等に対する保証残高は、2001年度末の5,556億円から、2004年度末にはその63%増となる9,035億円へと増加しました。
- ・ 我が国民間金融機関のニーズ把握については、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関融資部分の優先償還(協調融資機関の融資部分に本行融資部分よりも短期の回収条件を付すこと)を行って民間資金の動員を促進したほか、本行の融資部門、業務企画部門や海外駐在員事務所等において意見交換や各種協議会を随時行い、民間金融機関のニーズ把握、業務への反映(例:協調融資における本行融資割合の引下げ等の運用改訂)に努めました。

### < 事例紹介 > バジャドリッドIII発電事業への民間金融機関との協調融資及び民間融資部分への ポリティカルリスク保証供与（メキシコ）

本行は、民間金融機関と協調して、メキシコのユカタン州バジャドリッド市において日本企業が参画する民活方式の電力事業（具体的には、天然ガス焚複合火力発電所を建設・操業し、メキシコ連邦電力委員会（CFE）に対して売電するもの）のための長期資金を、プロジェクトファイナンス・ベースで融資しました。また、民間金融機関の融資を補完・促進すべく、民間金融機関の融資部分に対してポリティカルリスクをカバーする保証を供与しました。本件は、メキシコ政府及びCFE 向けの直接の融資実績を有し、我が国の公的ステータスを有する政策金融機関としての立場を活かしてカントリーリスク発現の抑止効果等を発揮し得る本行が、民間との適切なリスク分担による円滑な協調融資組成を行い、民間金融機関の国際業務を側面支援したケースです。

## 開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する世界銀行、アジア開発銀行との共同調査結果を発表し、今後アジアにおける高いインフラ整備資金需要に対応していくための官民パートナーシップの在り方を各国政策決定者や開発パートナーに提言し、対話を促進しました。
- ・アフリカの民間セクター支援におけるドナーの役割を具体化すべく、アフリカ開発銀行（AfDB）を始め、世界銀行、国際金融公社等の国際機関と積極的に意見交換を行いました。経済発展への鍵は投資環境整備、経済社会インフラ整備、貿易・投資の促進等を通じた民間部門の育成にあるとの認識のもと、こうした取り組みが、2005年7月の英国グレンイーグルズ・サミットで日本の対アフリカ開発支援策として発表された、AfDB との共同によるアフリカ民間セクター開発イニシアティブ（5年間、最大12億ドル）の下地となりました。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資するような取り組みを行いました。
  - 2003年度に引き続き、要望のあった民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結し、本行の環境審査情報・ノウハウ提供を通じて、民間金融機関による環境配慮への一層の取り組みを支援しました（なお、同協定書の締結先数は、2003年度末時点の8行から2004年度末時点では18行へと増加しました）。
  - 我が国民間企業、金融機関の資金効率向上等のニーズに応え、これらの現地法人等を通じた転貸スキームを中国、インドネシアやブラジル等で活用しました。
  - 公的金融機関としての強みを活かしつつ民間金融機能を補完すべく、リスク補完策の一つとして、ポリティカルリスク・デファール（注）を積極的に適用しました。
  - 事業計画策定段階からの支援が重要となる中堅・中小企業の海外進出等への適切な対応のため、我が国民間金融機関との早い段階からの連携に努め、その一環として、特に国際業務から撤退が進んだ地銀等との協力関係を強化すべく、セミナーへの講師派遣や海外投資環境に関する情報提供等を積極的に行いました。

（注）ポリティカルリスク・デファール：借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（但し、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益の喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化は本行業務の前提として不断の自己改革を求められる課題であり、民間金融機関の適切な資金フロー伸張、民間金融機関の活動領域把握及びその意見の本行業務への新たな方法による反映や、環境審査・調査ノウハウ等本行が優位性を有する情報の民間金融機関への提供といった取り組みの充実に努める必要がある、と指摘しており、これは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化」  
取り組み例 「民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用」  
「民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入」  
「民間金融機関の環境審査への協力」  
「開発事業における民間資金との役割分担の明確化」

## 事業課題 2

## 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化	(指標1) 関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った出融資保証承諾案件数	1	3	8	6	7
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化

- ・ (指標1)の実績は、当初計画で想定したものの、案件消滅・進捗遅延や、相手国側予算の制約に伴う要請見送り等の理由で実現していないものがある一方で、新たに実現したものもあり、計画値に達しています。具体的な実績としては、以下及び次頁の事例紹介の通りです。
  - インドネシアのジャワ地域の投資環境改善のための港湾・道路インフラへの包括的支援  
(同国最大の貿易港の港湾リハビリ事業と、同港 - 首都ジャカルタ間を結ぶアクセス道路建設事業)
  - 京都メカニズム活用推進のための温暖化ガス排出権の創出・取引への包括的支援  
(排出権購入事業と、その対象となり得る CDM(注)適用候補事業(中国の炭鉱メタンガス回収・発電等事業))
  - 電力不足が懸念されるインドネシアのジャワ・バリ系統への電力安定供給確保のための、多様な日本のプラント設備輸出への包括的支援  
(ジャワ島西部の発電プラント、ジャカルタ市内用送変電設備及び老朽化設備改修用の発電設備の各輸出)
  - 日本への豪州 LNG サプライチェーンの上流から下流に至る総合的支援  
(豪州天然ガス田の開発及び液化天然ガス(LNG)製造・販売事業と、当該 LNG の対日輸送事業)
  - メキシコにおける電力需要増に対応した、ガス発電分野及び燃料供給源多角化への包括的支援  
(天然ガス焚き発電事業と、輸入LNGを再ガス化して同発電所等へ供給するLNGターミナル運営事業、及びガス田開発事業)

(注)CDM(クリーン開発メカニズム): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。



### <事例紹介> 原油引取案件向け輸入金融とガス田・ガス輸送パイプライン建設の総合開発支援（インドネシア）

インドネシア最大のガス消費地であるジャワ島西部では、従来ガス供給を依存していた西ジャワ沖ガス田の生産量が減少し、将来の供給不足が見込まれていたことから、対応策として、スマトラ島南部に点在する中小ガス田を新たに開発して生産した天然ガスを集積し、供給余力のあるスマトラ島とジャワ島西部とをパイプラインで繋いで輸送することで、未利用ガスの有効活用を図りつつ資源の効率的利用を促進することとしていました。

こうした中、本行は輸入金融にて融資を行い、日本への原油安定供給確保を目的としてインドネシアの国営石油会社であるプルタミナから我が国への原油引取を支援しました。プルタミナはかかる資金をもとに上述のガス田を開発しています。また、二島を繋ぐガス輸送パイプライン建設事業には円借款を供与しており、ガス田で生産されたガスは同パイプラインを使って輸送されることになります。このように、本行は上記のようなガス供給確保へ向けたインドネシア側の取り組みを総合的に支援しました。なお、本件により、現地に展開している日系企業へのガス供給安定化も見込まれています。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 個別プロジェクトに主眼を置いた上記取り組み例の他にも、より広義の政策目的を効果的に実現するための総合的な取り組みとして、日本との国際的生産分業関係が深まる ASEAN 諸国等で、投資環境改善に資する経済社会基盤整備及び日本企業の当該国向け事業展開へのバランスの取れた支援に努めました。例えば、有望投資先として注目されているベトナムでは、投資環境改善による競争力強化を掲げた日越共同イニシアティブの実施を在ベトナム日本大使館、JICA 等と連携して促進しつつ、経済性・緊急性の高い経済社会活動の基盤整備（幹線道路整備、都市部向け発電所建設等）には円借款を通じた支援を、地場裾野産業育成への寄与が期待される日本企業の現地製造・販売事業（電子部品、二輪車用部品）には投資金融を通じた支援を、それぞれ提供しました。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、本行が統合機関としての相乗効果を最大限に発揮する上で、引き続き、開発途上国や我が国企業のニーズを踏まえつつ、多様な金融手段を複合的に組み合わせ、効果的・効率的な政策実現を図っていく必要がある、と指摘しており、これは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用」  
取り組み例 「日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化」

## 事業課題 3

## 国際機関・他国公的機関との積極的連携

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・他国公的機関との連携の推進	(指標1) 開発支援に係る国際的な枠組み (PRSP・CDF(注1))、又は国際機関・他国公的機関との間で開発政策に関する調整を行った件数(注2)	23	60	149	100	158
	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 国際機関・他国公的機関との協調 融資案件数	5	7	17		12
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) PRSP: 貧困削減戦略ペーパー (Poverty Reduction Strategy Paper)。参加型プロセスを通じて途上国自身が作成する、貧困削減を具体的に実現させるための包括的・長期的な戦略・政策です。

CDF: 包括的な開発のフレームワーク (Comprehensive Development Framework)

(注2) 2003年度より、本行主催会議での政策の調整に加えて、国際機関や他国公的機関主催会議における政策調整等を含め、より多様な対応を促すこととしています。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・他国公的機関との連携の推進

- ・ (指標1)については、世界銀行や米州開発銀行 (IDB)、フランス開発庁 (AFD)、ドイツ復興金融公庫 (KfW) と協議会を開催し、連携強化に向けた包括的な協議・調整を行ったほか、以下の取り組み等を行い、計画値を上回りました。この中には、インフラの役割等国际的な援助潮流に関する議論において主導的な役割を担ったものも含まれています。
  - 世銀等と共にベトナムへの貧困削減支援プログラムに関する協議・提言を実施
  - AFD、KfW と「借款の有効性」セミナーを共催し、ミレニアム開発目標 (MDGs) (注3) 達成の観点等から開発金融の支援アプローチのあり方について議論
  - 世銀、ADB と連携し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等において「援助手続き調和化」の取り組みを推進
  - DAC パリハイレベルフォーラムにおける公共財政管理、調達に関するセッションでベトナム等東アジアにおける調和化(注4)を紹介
  - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップにおける、経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減及び MDGs への貢献に関する議論のリード、取りまとめ
  - 本行、世銀、ADB の3機関共同調査「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」を実施し、3機関共催のシンポジウムを東京で開催

- 本行、IDB、ADB の 3 機関共催で「開発援助と地域公共財に関する東京フォーラム」を開催し、国境を越えた「地域公共財」の供給に関し、戦略、優先順位、資金調達、計画実施後の検証や評価といった諸問題について活発な意見交換を実施
- 世銀、ADB とフィリピン電力セクター改革に関する協議を実施
- 日米水協力への取り組みとして、米国国際開発庁 (USAID) とフィリピン等パイロット 4 カ国について水資源分野での連携に向けた協議を実施 (本件は、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット; WSSD) において発表された「日米水協力イニシアティブ」に基づく、米国との連携です。)
- スマトラ沖大地震・インド洋津波被害への対応として、世銀、ADB 等とインドネシア、スリランカ、モルデブにおいて被災国のニーズ調査や復興支援に関する協議を実施

(注3) ミレニアム開発目標(MDGs): 国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015 年という達成期限と具体的な数値目標を定めています。

(注4) 援助協調(調和化)は、援助の開発効果と効率性の向上を目的として、ドナーや被援助国が援助手続を合わせて被援助国にとっての負担を軽減するとともに、ドナーが被援助国の政策・計画、制度・システムに整合させていく(アライメント)といった取り組みです。

- ・ (指標 2) については、国際機関・他国公的機関との協調融資による大型資源開発案件等があったことから高水準となった 2003 年度に比べ減少しましたが、過去 3 年間の平均を上回る水準となりました。具体的な取り組みとしては、世銀との協調融資によるインドネシアでの開発政策借款、国際協調によるベトナムでの貧困削減支援借款、KfW との協調融資によるアラブ首長国連邦における天然ガス焼き複合火力発電・淡水化事業等への支援があります。

< 事例紹介 > 第 3 次貧困削減支援借款(ベトナム)

ベトナム政府は、持続的な成長と貧困削減に向けて、2002 年 5 月に「包括的貧困削減成長戦略」を策定し、貿易、国営企業、金融セクター、民間セクター、インフラ整備、教育、保健等に関する政策・制度改革に取り組んでいます。本行は同国政府の改革を支援するため、2004 年 12 月、世銀、ADB、EU、イギリス、カナダ等との国際協調のもと、20 億円の円借款を供与しました(他ドナーからの支援額を合わせた計画総額は約 1 億 9,740 万ドル)。なお、この改革の中には、2003 年 12 月に日本政府と同国政府との間で合意した「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」(日越共同イニシアティブ)の行動計画の一部を盛り込んでおり、この改革の実施により、ビジネス環境の改善、外国投資の増加、ひいては同国の経済成長の促進が期待されています。

- ・ 上記の指標の対象としていませんが、以下のとおり、国際機関・他国公的機関との連携・関係強化を推進しました。

- 新規案件に関する情報交換等関係強化に向けて、下記国際機関・他国公的機関との間で業務協力協定を締結しました (なお、カッコ内は業務協力協定の主目的を示しています)。
  - アゼルバイジャン国際銀行、トルクメニスタン国立対外経済関係銀行  
(日本との貿易拡大、日本からの投資促進)
  - 世銀  
(開発途上国の地球温暖化対策事業及び同事業を通じた貧困削減の支援)
  - 中米経済統合銀行、メキシコ等開発途上国の政府機関  
(京都メカニズム関連事業の実施促進)
  - アフリカ開発銀行 (AfDB)  
(アフリカ地域の経済開発への効果的な取り組みの推進。なお、本取り組みは日本政府が国連、世界銀行などと共同して主導しているアフリカ開発会議 (TICAD) にて採択された、将来の南南協力 (アジア



の経験をアフリカへ)の推進に沿ったものであり、日本が今後、最貧国を含むアフリカ諸国に対して行っていくべき新たな支援の切り口の一つとなるものです)

- ユネスコ世界遺産センター  
(世界遺産の保護を通じた観光産業の振興などによる貧困削減)
- アジア ECA(輸出信用機関)会合への参加を通じて、アジア地域の公的機関との連携を強化しました。
- 国連環境計画(UNEP)の「金融団体による環境及び持続可能な開発に関する国際環境計画宣言」に署名し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参加、アジアを中心とする開発途上国の環境改善の取り組みに関する経験とノウハウの世界の参加金融機関との共有を図っています。
- 「日本・ASEAN 行動計画」に基づくメコン地域への海外投資促進のため、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書(通称:Blue Book)を作成、手交しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、本行が効率的かつ効果的な業務遂行と同時に国際的な知的貢献をも図っていく上で、引き続き、国際機関・海外公的機関との様々なレベルでの連携を推進していくことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「国際機関・海外公的機関との積極的連携」  
取り組み例 「開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進」

## 事業課題 4

### 環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
環境問題に懸念がある案件(注1)における、NGO や地域住民等からの意見聴取の確認の徹底	(指標1) 環境問題について懸念のある出融資保証承諾案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件数の割合	63%	96%	100%	100%	100%
開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化	(指標2) 環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合	8%	12%	12%	13%	19%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 環境問題に懸念がある案件: 新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト

#### 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

##### 環境問題に懸念がある案件における、NGO や地域住民等からの意見聴取の確認の徹底

- ・ (指標1) に関し、環境問題について懸念のある承諾案件全てにおいて、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていること(但し今後ステークホルダーが特定されたときに協議を行う予定である案件1件を含む)を確認しました。

##### 開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化

- ・ (指標2) については計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国の炭鉱メタンガス回収・発電事業、石炭ガス化・環境改善事業、大気汚染改善事業、インドの植林事業、ルーマニアの火力発電所の環境対策事業、メキシコ等におけるクリーンエネルギーを利用し熱効率も高い天然ガス焼き複合火力発電所建設事業等に対する支援を行うと共に、京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成に貢献する、アジアで初の温暖化ガス削減基金(「日本温暖化ガス削減基金」)や、ESCO(注2)・再生可能エネルギー事業向けファンドを設立・出資参加しました。

(注2) ESCOとは、Energy Service Companyの略です。「ESCO事業」とは、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

## &lt; 事例紹介 &gt;

## 中国安徽省石炭ガス化・環境改善事業

事業開発等金融により支援した本事業は、中国の安徽省<sup>あんき</sup>淮南市<sup>わいなん</sup>にあるアンモニア製造工場の生産ラインの改善を行うものであり、クリーン・コール・テクノロジー<sup>(注)</sup>を利用することにより、アンモニア製造に必要な原料であるコークスガスを石炭ガスに切り替え、アンモニア製造過程で発生する水質汚染物質及び大気汚染物質を削減する環境改善に貢献するプロジェクトです。本融資は、事業開発等金融による民間金融機関 4 機関との協調融資であり、民間金融機関の融資部分に対しては本行が保証を行っています。

なお、日本は石炭輸入量のうち 2 割近くを中国からの輸入に依存していますが、中国を中心としたアジア各国における石炭需要はその経済成長に伴い大幅に増加してきており、今後アジア域内の石炭エネルギーの需給逼迫が見込まれています。本事業により、石炭の燃焼効率が高い設備を導入することは、中国における石炭関連資源の利用効率の向上を図ることを通じて、中国国内ひいてはアジア域内資源の有効活用・需給緩和による日本のエネルギー安定供給確保にもつながるものです。

(注) 石炭の燃焼効率を上げると同時に、窒素酸化物や二酸化硫黄等の環境汚染物質の排出削減等を可能にする石炭利用技術。

## ルーマニア トゥルチェニ火力発電所環境対策事業

ルーマニアは 2007 年の EU への加盟実現に向け環境規制を強化しており、その一環として大気汚染軽減のために、2011 年末までの既存火力発電所における二酸化硫黄排出基準値達成を義務付けています。達成できない場合には発電所の操業を中止することとしていますが、二酸化硫黄の排出対策は進んでおらず、同国全体の発電設備容量の約 11%を占め、安定的な電力供給に欠かせない同国最大規模のトゥルチェニ火力発電所も排出基準値を大幅に越えている状況です。円借款により支援した本事業は、EU 基準に準拠した環境基準を達成するため、同発電所に排煙脱硫装置を設置するものであり、同国の環境問題への対応と共に、電力供給確保の観点からも緊急性・必要性が高いプロジェクトです。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 環境問題に対する配慮の徹底への取り組みの一環として、新環境ガイドラインに基づき、2003 年 10 月、異議申立手続要綱等を施行し、環境ガイドライン担当審査役(2 名)を設置していますが、その活動報告として、「環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書 2003」を発行しました。
- ・ 民間金融機関の環境配慮への一層の取り組みを支援するため、民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結し(2003 年度分をあわせ合計 18 機関)、本行の環境審査に関する情報・ノウハウを提供しています。
- ・ 開発途上国の地球温暖化対策事業及び同事業を通じた貧困削減を支援することを目的に、世銀と業務協力協定を締結しました。また、温室効果ガス削減事業の実施促進に向け、メキシコ、ブルガリア等の政府・政府機関、中米経済統合銀行と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。
- ・ ベトナム、インド、ルーマニア、ブラジル等の環境対策・公害対策に携わっている政府・政府機関の職員を対象に「環境改善・公害対策融資セミナー」を開催しました。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、今後、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に基づき、一層環境問題に対する配慮を徹底する一方で、環境問題対応について、我が国にもより積極的な対応が求められている現状に鑑み、本行としては、環境改善に資する案件や外部への働きかけに重点的に取り組むことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献」  
取り組み例 「開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進」  
「出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ」

## 事業課題 5

## 中堅・中小企業向け支援内容の充実

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
中堅・中小企業向け情報提供の充実	(指標1) 本行が実施した中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演等の件数	67	82	84	81	101
中堅・中小企業向け支援の充実	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数	26	23	31		32
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
-: 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 中堅・中小企業向け情報提供の充実

- ・ (指標1)の実績は計画値を上回っており、具体的には、全国各地で投融資相談会(地方自治体や商工会議所と連携し、本行職員が外部で行う定期相談会および移動相談室)を計52回開催し、貿易・海外投資手続や長期資金調達方法等に関する我が国の中堅・中小企業の個別相談へのきめ細かな対応に努めました。また、外部講演会やセミナーへの講師派遣を計49回開催し、海外進出を行う中堅・中小企業に近年関心が高いと思われる内容について本行から積極的に情報提供を行ったところ、計1,500名を超える参加がありました。

## 【外部講演会・セミナー講師派遣実績の例】

- 「中国・ベトナム投資事情～成功・失敗事例からの教訓～」(北海道千歳市、約20名参加)
- 「金融機関の目で見えた海外投資計画のポイント」(群馬県前橋市、約100名参加)
- 「これからの中国投資に備えて～失敗事例から何を学ぶか」(三重県津市、約60名参加)
- 「インド経済の現状と展望 有望産業を中心に」(大阪府大阪市、約40名参加)
- 「中国ビジネスのリスク管理と人民元の動向」(山口県岩国市、約60名参加)

- ・ 投融資相談会・講演等を通じた情報提供以外にも、我が国の中堅・中小企業の進出が増えている中国やベトナム等について、現地調査に基づく最新動向を盛り込んで投資環境資料(中国は主要地方毎)を改訂し、希望企業に配付し好評を得たほか、メールマガジンを通じ海外投資関連情報の定期配信を行う等、企業ニーズを踏まえた付加価値の高い情報提供に努めました。

## 中堅・中小企業向け支援の充実

- ・ (指標2)の実績は過去3年間の平均値を上回っており、具体的な実績の例としては、中国での自動車用アルミダイカスト部品の製造・販売事業(中部地方より進出)、ベトナムでの二輪車用切削加工部品の製造・販売事業(東海地方より進出)、チェコでのプラスチック製品の製造・販売事業(関西地方より進出)等が挙げられます。こうした我が国の中堅・中小企業の海外事業への支援にあたっては、事業計画策定段階から



の支援を含むきめ細やかな顧客ニーズ対応に加え、民業補完の観点に十分配慮し、地域金融機関等との緊密な連携に努めています。

- ・ 上記のような中堅・中小企業の海外事業に対する個別融資のほかにも、民間金融機関との協調のもと、ブラジル、タイ、中国等において、日本の中堅・中小企業が現地事業に利用できるツーステップローンを計7件、供与しました。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 我が国の地方の中堅・中小企業支援にあたり、関係機関（地銀、地方自治体、商工会議所等）との連携が重要であることに鑑み、その一環として、「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」設立への協力のほか、「全国商工会議所中国ビジネス研究会」のアドバイザーグループへの参加等を行いました。

### < 事例紹介 >

「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」による太田市商工会議所との連携（群馬県）

自動車・電機関連産業が集積する群馬県太田市では、多くの中堅・中小企業が東南アジア等海外へ進出しています。本行は、同地域企業の海外事業をこれまでも支援してきましたが、2004年4月から太田市商工会議所の協力を得て移動相談室の定期開催を始め、これが10月に同会議所を事務局とする「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」設立に繋がりました。本行が商工会議所の組織的な枠組みに協力して企業の海外展開を支援するのは、今回が初めてです。

懇談会は、製造業を中心に同会議所会員企業約50社の参加を得ており、海外進出済若しくは今後進出予定の企業を対象に、投融資全般の相談、情報提供などを通じて、円滑な海外事業展開を支援することを目的としています。本行としては、意欲ある中堅・中小企業の海外事業展開を支援すべく、こうした商工会議所など地域に根ざす機関と連携を深めつつ、海外取引全般の相談、講演会・セミナーへの講師派遣や企業の海外視察へのサポート等を通じた、非金融面の支援の充実に努めています。

- ・ 本行の取引先中堅・中小企業に対する効果的な情報提供に加え、海外進出企業同士の交流や事業の情報交換などを図る企業間ネットワークづくりの一助とすべく、「中堅・中小企業懇談会」を計3回開催しました（2004年5月、2005年2月に東京本店、2005年3月に大阪支店にて開催）。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」では、大企業と比べ情報、資金、人材等の面で制約が大きい中堅・中小企業の海外進出には、事業資金調達に加え、特に投資環境情報等への円滑なアクセスが重要となっており、地域金融機関からもこうした側面での取引先企業への支援を本行に求めるケースも生じている中、企業ニーズへの対応や民間金融機関の融資機能の補完の観点から、本行の海外ネットワークや情報収集力、海外事業支援経験に基づくノウハウを活かし、投資環境情報の提供を含む質的支援を充実させる必要がある、と指摘しており、これは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「中堅・中小企業の海外事業運営支援」  
取り組み例 「中堅・中小企業向け情報提供の充実」  
「地域金融機関の国際業務補完を通じた支援」